

南河内環境事業組合

物品買い入れ・修理・売り払い、管理等業務入札参加資格申請【提出要領】

南河内環境事業組合が発注する物品の買い入れ・修理、売り払いと管理等業務の入札参加資格審査申請の受付を、下記のとおり行います。

1. 登録有効期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間
2. 提出方法 郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラス）のみ
《持参不可》
3. 受付期間 令和4年1月4日（火）から令和4年1月31日（月）まで（当日消印有効）
（令和4年4月1日以降は申請を随時受付）
4. 送付先 〒584-0054 大阪府富田林市大字甘南備2345番地
南河内環境事業組合 総務企画課 宛
5. 申請業種 取扱いのできる業種を営業種目一覧表より選択する（複数可）
6. 提出要領配布及び問合せ先 [期間] 令和3年12月21日（火）から受付終了日まで
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前9時00分から午後5時30分まで
[配布場所等] 南河内環境事業組合 総務企画課
電話 0721-33-6584（代）
なお、この期間、組合ホームページよりダウンロードも可能
（<http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/>）
7. 記載基準日 令和4年1月1日
8. 提出部数 1部
9. 申請資格 次の各号のいずれかに該当する者からの、申請書の受付はできません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 営業を行うにつき法令等の規定により官公署の免許・許可・認可等を受けていない者
 - ③ 国税等（法人税、消費税、所得税）並びに、本組合構成市町村に納税・納付義務を有する市町村・府民税を完納していない者
 - ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者
 - ⑥ 代表者が同一である個人及び法人が重複して申請された場合
 - ⑦ 提出書類等で虚偽の申請書又は書類（内容）の不備の場合
（後日、虚偽の申請又は書類であったことが判明した場合は、処分の対象となる場合があります。）
 - ⑧ 受付期間を経過して提出した者

10. 提出書類

○：必須 △：該当者のみ（備考参照） ×：不要

番号	提出書類	法人	個人	複写	備考
番号無	受付チェックリスト	○	○	可	様式1
①	入札参加資格審査申請書 兼 使用印鑑届 (物品及び管理業務)	○	○	不可	様式2
②	印鑑証明書	○	○	可	原寸複写
③	委任状 (受任者を設定する場合)	△	△	不可	様式3
④	業者登録情報表	○	○	可	様式4-1
	営業種目一覧表	○	○	可	様式4-2
⑤	会社が持つ資格・登録・許認可等一覧表	○	○	可	様式5
	従業員が持つ資格・登録等一覧表	○	○	可	様式6
	様式5・6で記入した資格・登録・許認可等の写し	△	△	可	主管官公署発行 ※登録する種目や該当する申請内容によって必要
⑥	実績報告書	○	○	可	様式7
⑦	(法人の場合) 登記事項証明書	○	×	可	履歴事項全部証明書
	(個人の場合) 代表者の身分証明書及び 代表者の登記されていないことの証明書	×	○	可	本籍地で発行
		×	○	可	法務局で発行
⑧	納税証明書 (最近1ヵ年分) 法人の場合・法人税、消費税 (組合行政管内に事業所のある業者) ・法人市町村民税	○	×	可	官公署で発行 納税証明書その3の3 ※ 新型コロナ臨時特例法 第3条国税通則法第46条 第1項の規定による納税の 猶予を受けている場合は、 その旨が記載された納税証 明書(その1) ※ 猶予期限後に、納税証明 書(その3の3)の提出を 求める場合があります。
	個人の場合・所得税、消費税 (組合行政管内に事業所のある業者) ・個人の府民税、市町村民税	×	○	可	納税証明書その3の2 ※ 新型コロナ臨時特例法 第3条国税通則法第46条 第1項の規定による納税の 猶予を受けている場合は、 その旨が記載された納税証 明書(その1) ※ 猶予期限後に、納税証明 書(その3の2)の提出を 求める場合があります。
		△	×	可	
		×	△	可	
番号無	返信用封筒 (長3サイズ・約12cm×23cm)	○	○	可	貴者住所等を記載し 84円切手貼付

1 1. 提出書類の作成については、下記事項をよく読んでください。

- ・「受付チェックリスト」及び「返信用封筒」は、ファイルに綴じこまず同封してください。
- ・入札参加資格審査申請書 兼 使用印鑑届 には、実印を押印してください。
- ・実印とは、法人の場合は本社本店の所轄の法務局に、個人の場合は住民登録している市区町村に印鑑を登録し、印鑑（登録）証明書の交付を受けられる印鑑です。
- ・使用印とは、入札（見積り合わせ）に参加し契約の締結並びに納品、代金の請求及び受領のために使用する印鑑です。
- ・証明書類は、令和3年9月1日以降に発行されたもので最新の内容のものとする。
- ・代表者の登記されていないことの証明書について
全国の法務局・地方法務局の本局において発行されています。郵送による証明書の請求は、東京法務局のみの取扱となります。
詳しくは東京法務局 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html をご覧ください。
- ・事業協同組合の提出書類について
事業協同組合として入札参加を希望する場合は、以下の書類を提出してください。
i 組合員名簿（複写可） ii 役員名簿（複写可） iii 定款（複写可）
官公需適格組合として入札参加を希望する場合は、併せて以下の書類を提出してください。
iv 官公需適格組合証明書（複写可）
- ・提出書類は整理番号順にファイル（A4版S、色指定無し）し、書類ごとに①～⑧番号の記入したインデックスを必ず付けること。
- ・ファイルの背表紙に会社名を記入すること。
- ・申請書の提出後、内容等に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。
- ・受付後でも、必要に応じ、問い合わせや、資料等の提供をしていただくことがあります。